学校法人國學院大學におけるカスタマーハラスメントに対する基本方針

学校法人國學院大學（以下、「本法人」という。）は、教職員の心身の安全を確保し、健全な教育研究環境を維持・向上させるため、以下の基本方針に基づきカスタマーハラスメント（以下、「カスハラ」という。）対策を推進します。

1. 基本理念

本法人は、人権を尊重し、すべての教職員が安心かつ安全に職務を遂行できる環境を確保します。カスハラは、教職員の心身の健康や職場環境を害し、法人及び法人が設置する各校（以下、「設置校」という。）の教育・研究活動の根幹を揺るがす行為であると認識し、毅然とした態度で組織的に対応します。

2. 本法人におけるカスハラの定義

本法人及び設置校に対する意見や要求を含む言動のうち、当該意見・言動に含まれる要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上許容される範囲を超えたものであって、当該手段・態様により、教職員の就業環境または教育研究環境が害されるものと定義します。

3. カスハラに該当しうる行為の例

以下の行為は例示であり、これらに限られるものではありません。

- 身体的・物理的な攻撃: 暴行、傷害。
- 精神的な攻撃: 脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言（インターネット上への書き込み等を含む）。
- 拘束的な言動: 要求内容の妥当性に照らして不相当な窓口等への居座り、不退去、長時間の電話。
- 執拗な繰り返し: 要求内容の妥当性に照らして不相当な複数回にわたる電話、メール、頻繁なクレーム。
- 不当な要求: 要求内容の妥当性に照らして不相当な金銭補償、謝罪、担当者の交代、処分等の強要（土下座の要求を含む）。
- 差別的、性的な言動。

4. 本法人のカスハラへの対策

(1) 本法人及び設置校は、本方針に照らして明らかなカスハラに該当すると判断した場合、原則として、以後の対応をお断りします。また、特に悪質と判断した場合には、警察、弁護士等とも連携し、厳正に対処します。

(2) 発生したカスハラの事案については、原因の究明に努め、同様の事案が発生しないよう対策を講じます。